

答申第187号
令和4年7月8日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定
に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、
令和4年6月24日付け佐市農環第164号により諮問がありました「国営筑後川下流佐
賀土地改良事業及び国営佐賀中部土地改良事業の調査に係る資料の個人情報の本人以外
からの収集及び外部提供について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なもの
と認めます。